

# みずぐるま

## 水道料金の改定（値上げ）と改定時期延期のお知らせ

将来にわたって安全・安心な水道水を安定的にお届けするために、水道料金を改定させていただくことになりました（平均改定率25.01%）。

なお、改定日につきましては、新型コロナウイルス感染症による市民生活や地域経済への影響を踏まえ、当初予定しておりました令和2年9月1日から令和3年1月1日へ延期させていただきます。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

川口市上下水道局が営む水道事業は、地方公営企業法の定めに基づき、お客様にお支払いいただく水道料金によって必要な事業費を賄う独立採算制です。

本市では、高度経済成長期以降に整備した水道管などの老朽化が進んでおり、古くなった施設の更新や耐震化を行うために今後多額の工事費用が必要となります。

また、大規模災害時に安定的に水道水をお届けするためにも、施設の適切な維持管理及び更新を計画的に進めていく必要があります。

前回（平成12年4月）の料金改定から20年間\*、古くなった施設の更新を始めとする諸経費を見込み、経営の効率化、健全化に努め、他都市と比較しても安価な水道料金を維持して参りましたが、今後現行の料金のまま必要な工事を行おうとした場合、財源が大幅に不足することになります。

財源不足により必要な工事ができない場合は、腐食による水道管の破裂や設備の故障等により漏水や断水が発生したり、水質が劣化したりする危険性が高まり、市民の皆様へ安全・安心な水道水をお届けできなくなる恐れがありますことから、この度、料金改定をさせていただくことになりました。

皆様にご負担をおかけいたしますが、これからも安全・安心な水道水をご使用いただくために、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

\* 鳩ヶ谷地区につきましては、川口市との合併時（平成23年）に料金体系の変更を行っております。

## お支払いのご相談について

新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金のお支払いが困難な場合には、それぞれの事情に応じた支払猶予等のご相談をお受けしております。

**お問い合わせ … 川口市上下水道局お客様センター TEL.048-250-3871**

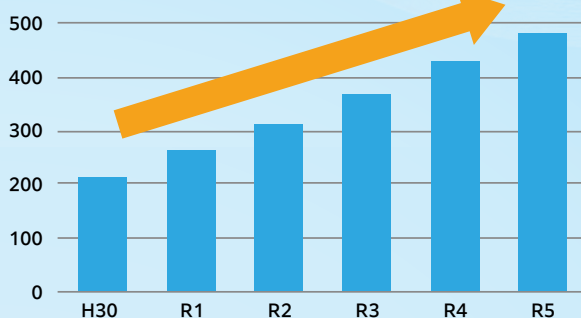
## 水道料金改定の必要性

市内全域に張り巡らされた管路(水道管)は、令和元年度末時点で約1,469kmに達しています。しかし、このうち法定耐用年数\*を超えた管路は約262kmとなっており、順次新しい管路に更新(交換)していく必要があります。

管路の更新工事は、断水しないよう複雑な手順で行うため、新設の場合と比べて時間と費用がかかります。昭和50年代には年平均約50kmの管を新設していたのに対し、現在は年平均約10kmの更新に留まっており、古くなった管路の割合が徐々に増加しています。

今後、工事にかかる費用が水道事業経営に及ぼす影響は年々大きくなっていきますが、安全・安心な水道水を継続してお届けするために必要な投資でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

布設延長 布設してから40年を経過する水道管の延長(年度別)



### 管路の更新手順

仮設管を布設

老朽管を撤去

新しい管を布設

水道水を供給

仮設管を撤去

\*法定耐用年数とは、資産の種類、構造、用途別に法律で定められた耐用年数のこと。水道管の場合は地方公営企業法施行規則により40年と定められています。

### ▼ 昭和51年に布設し、44年が経過した水道管



腐食が進み、放っておくと漏水や断水の危険性が高まります。



地震に強く、腐食しにくい水道管に更新します。

なぜ平均改定率  
25.01%なの？

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間の料金の算定期間とし、収支を計算したところ、約97億8千万円の財源が不足することが見込まれました。この不足額を現行料金による4年間の水道料金収入で割り返したものが平均改定率であり、約25.01%となっています。

# 水道料金表 (1か月あたり) 消費税及び地方消費税込み

口径	基本料金			従量料金 (1㎡につき)		
	~R2.12.31	R3.1.1~	基本水量	使用水量	~R2.12.31	R3.1.1~
13mm	880円	1,111円	10㎡まで	10㎡を超え20㎡までの分	138.6円	173.8円
20mm	1,441円	1,815円		20㎡を超え50㎡までの分	225.5円	281.6円
				50㎡を超え100㎡までの分	266.2円	330.0円
25mm	1,859円	2,343円		100㎡を超え200㎡までの分	305.8円	376.2円
				200㎡を超える分	343.2円	422.4円
30mm	2,530円	3,190円	100㎡までの分	266.2円	330.0円	
40mm	4,070円	5,126円	-	100㎡を超え200㎡までの分	305.8円	376.2円
50mm	10,560円	13,310円		200㎡を超え500㎡までの分	343.2円	422.4円
75mm	19,800円	24,948円		500㎡を超え1,000㎡までの分	353.1円	431.2円
100mm	35,200円	44,352円		1,000㎡を超える分	386.1円	470.8円
150mm	88,000円	110,880円		100㎡まで	100㎡を超え200㎡までの分	113.3円
200mm	172,700円	217,602円	200㎡を超え500㎡までの分		126.5円	157.3円
公衆浴場	6,930円	8,668円	500㎡を超える分		138.6円	171.6円
特別給水	-	-	-	1㎡につき	266.2円	330.0円

## 計算方法

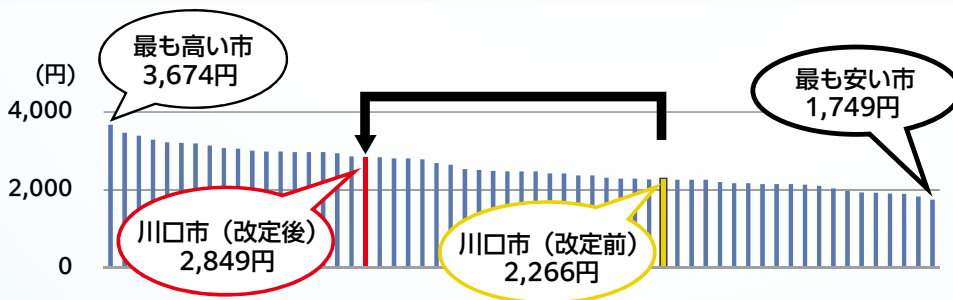
(例) 口径20mmで20㎡を使用した場合 (1か月分)

- 基本料金: 10㎡までの分 1,815円…①
- 従量料金: 10㎡を超えて20㎡までの分  
10㎡×173.8円 = 1,738円…②



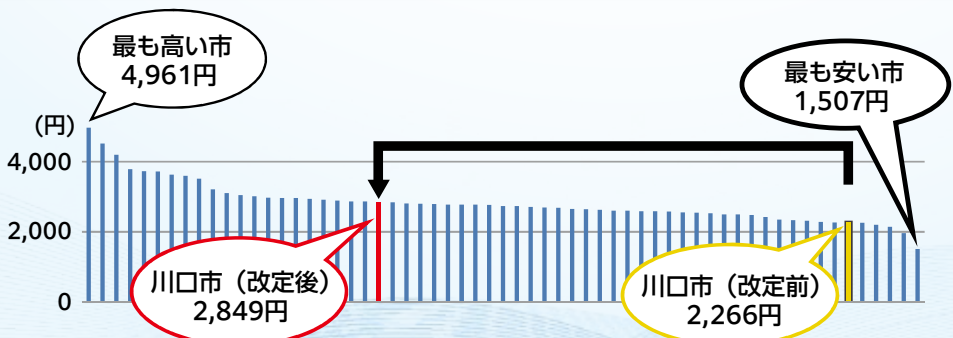
① 1,815円 + ② 1,738円 = 3,553円  
 基本料金 + 従量料金 = 1か月分の水道料金  
 ※請求は今までどおり2か月ごとです。

## 県内の市町村 (全58団体) と比較すると 家庭用1か月あたり 口径13mmで20㎡使用時 令和2年4月1日現在



現行料金は安い方から数えて20番目ですが、改定後は40番目になる見込みです。

## 全国の中核市 (全60団体) と比較すると 家庭用1か月あたり 口径13mmで20㎡使用時 令和2年4月1日現在



現行料金は安い方から数えて6番目ですが、改定後は39番目になる見込みです。

## 料金の自動計算はこちら

QRコードを読み取っていただき、使用しているメーターの口径・使用水量(検針票に記載されています)を入力すると、新旧料金の比較ができます。

URL : [https://www.water-kawaguchi.jp/center/fee/calc\\_charge\\_5\\_6/](https://www.water-kawaguchi.jp/center/fee/calc_charge_5_6/)



**水道事業を安心して次世代に引き継ぎ、  
未来に続く命を育てていくため、  
料金改定にご理解をお願いいたします。**



上下水道局ホームページでは、水道事業の仕組みや料金改定に関する資料、Q&Aなどを公開しています。「自動計算フォーム」や水道料金・下水道使用料早見表(2か月分)についても掲載しております。

URL : <https://www.water-kawaguchi.jp/r2-9ryoukinnkaitei>



**9月1日  
スタート!**

## お客様からのご要望が多かった キャッシュレス決済・口座振替割引を導入します。

### 1. クレジットカードによるお支払い

事前に登録し、継続的にクレジットカードによりお支払いいただく方法です。パソコンやスマートフォン等から、いつでもお申込みいただくことができます。(窓口払いはできません。)

※9月1日以降に上下水道局ホームページからお申込みいただくことができます。

お申込みからお支払開始までに2~3か月程度かかる場合がございます。

次のマークがあるクレジットカードをご利用いただけます。



### 2. スマートフォン等を利用したキャッシュレス決済

スマートフォン等専用のアプリをインストールし、納入済通知書に記載されているバーコードを読み取ることで、水道料金をキャッシュレス決済することができます。

※ご利用可能なサービス  
(令和2年9月1日時点)



### 3. 口座振替払いによる割引制度(9月検針分から適用)

水道料金を口座振替でお支払いの場合、1か月あたり55円(2か月110円)を割引いたします。

※すでに口座振替をご利用の方は、新たにお申込みいただく必要はございません。(自動適用されます。)

※納期限(検針月の翌月7日)内に引き落としができない場合は、割引されませんのでご注意ください。

詳細は、上下水道局ホームページ「水道料金・下水道使用料 お支払い方法」をご覧ください。

URL : <https://www.water-kawaguchi.jp/payment0901/>

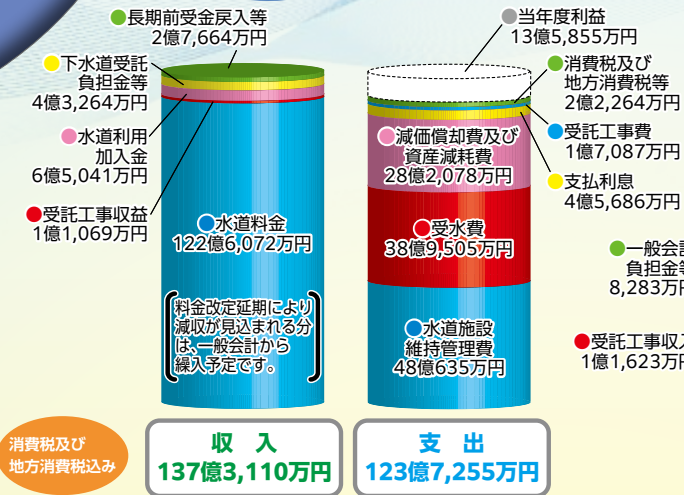


お問い合わせ 水道料金改定の内容に関すること 上下水道総務課  
上下水道料金全般/お支払いに関すること 料金課

# 令和2年度 水道事業 予算

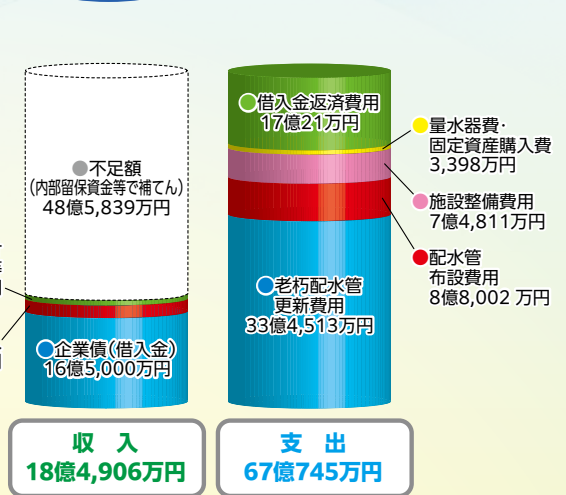
## 水道水をお届けするための予算

### 収益的収支



## 水道施設を作るための予算

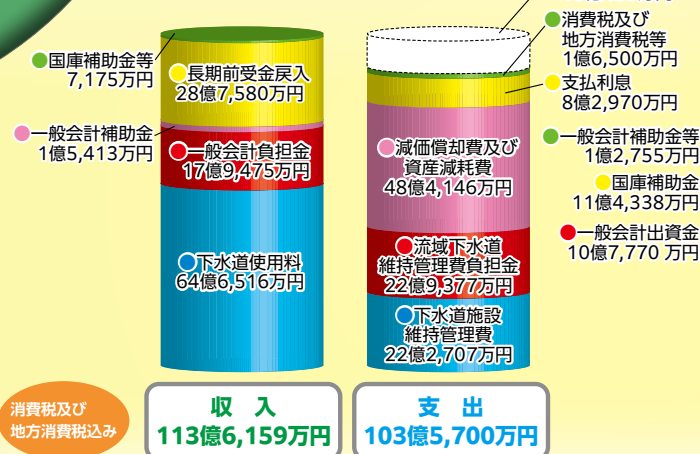
### 資本的収支



# 令和2年度 下水道事業 予算

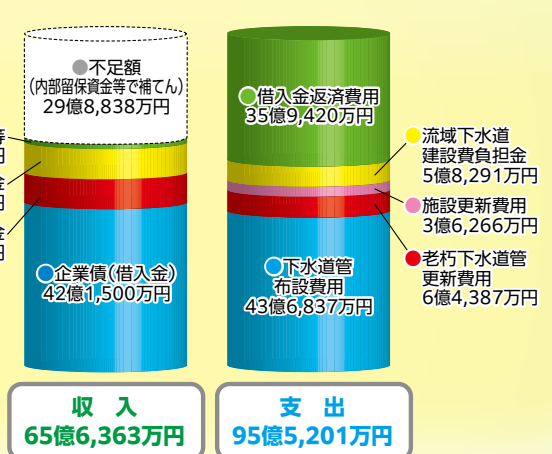
## 汚水をきれいにし、 雨水を排水するための予算

### 収益的収支



## 下水道施設を作るための予算

### 資本的収支



## 上下水道局各課よりお知らせ

### 水道水の水質検査を行っています。

お問い合わせ  
浄水課 浄水管理係

上下水道局では、市民の皆様にご利用いただくために、水道法に定められている水質基準により定期的に水道水の検査を行っています。

#### ●毎日検査

川口神社公園など8か所の給水栓(蛇口)から採水して、色がついた水が出ていないか、消毒効果のある塩素が残っているか毎日検査しています。また、自動水質監視装置により「pH値」・「色度」・「濁度」・「残留塩素」・「水温」・「圧力」・「導電率」の7項目についても24時間常時監視を行っています。

#### ●毎月検査

市内28か所の公園などの給水栓(蛇口)から採水して、水質管理に必要な項目「一般細菌」・「大腸菌」・「塩化物イオン」・「有機物」・「pH値」・「味」・「臭気」・「色度」・「濁度」の9項目を毎月検査しています。

#### ●全項目検査

市内28か所の公園などの給水栓(蛇口)から採水して、3か月毎に毎月の水質検査項目も含めて水道法に定められた水質基準51項目を検査しています。

なお、水質検査結果は、上下水道局ホームページの水質情報(検査結果)に掲載しています。



# 水道管網のブロック化事業を行っています！

お問い合わせ  
上水道建設課 計画係

## 水道管網のブロック化事業とは

水道管網を5つのブロックに分ける事業です。(ブロック化区域図参照)

ブロック化って  
何だろう？



## なぜブロック化するのか

現在の鳩ヶ谷地区を除く市内の水道管は、全てがつながる大規模な管網であることから、地震などによる漏水や断水の被害は、市内の広域に広がる可能性があります。

水道管網のブロック化は、このような被害の広域化を防ぐことを目的として、大規模な管網を細分化します。

## ブロック化の効果

### ✓ 災害対策

- 地震などにより生ずる断水やにごり水などの被害が、そのブロック内にとどまります。
- 被害の範囲の特定が容易になり、災害復旧を迅速に行うことができます。

### ✓ 管理の向上

- ブロックごとに水道水の流れや、勢いの調整ができることから、効率よく水を送ることができます。

## 作業内容

### ① 水の流れの遮断

- ブロックの境界で、水の流れを遮断します。

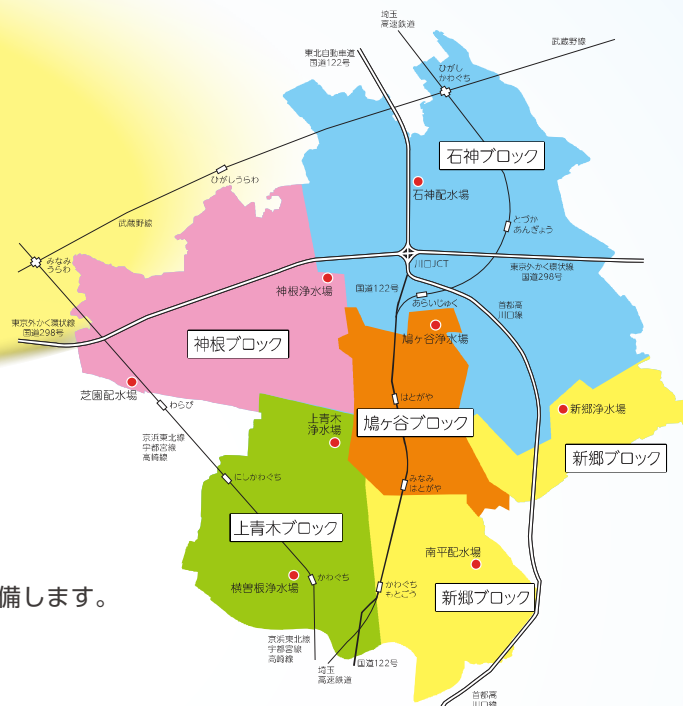
### ② 施設の整備

- 非常時に隣接ブロックから、水を送るための連絡管を整備します。
- 水の流れが悪くなる区間で、水道管の増強をします。

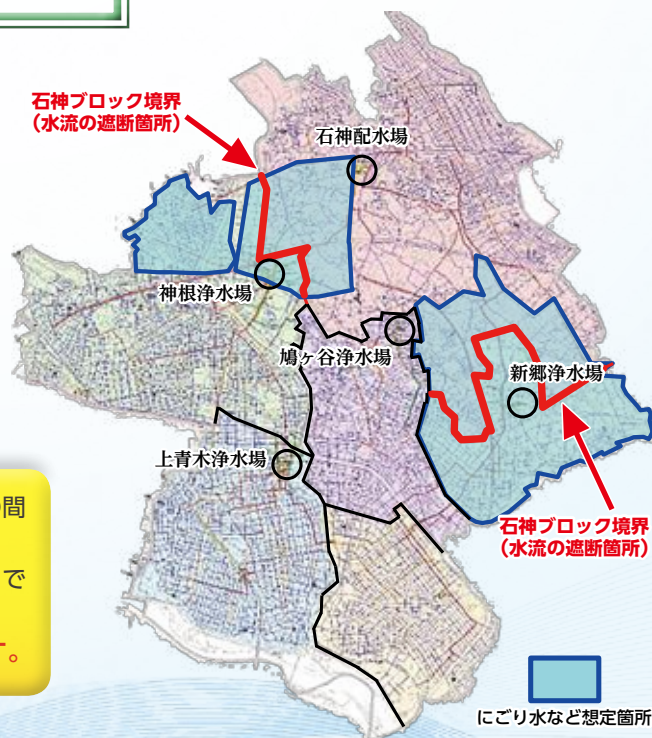
### ③ 事前対策

- にごり水などを起きにくくするために、水道管内を洗浄します。
- にごり水などが発生しやすい地域には、実施のお知らせを事前に配布します。

## ▼ ブロック化区域図



## ▼ にごり水などの想定箇所



## 今後の予定

第一段階として、5つのブロックのうち、**石神ブロックの分割**に着手します。

### 令和2年度～令和4年度

水の流れを遮断します。(右図の赤線区間)  
これにより、**新郷・安行・神根・柳崎**の各地区で、**にごり水**などの発生の可能性があります。(右図参照)

### 令和4年度～令和7年度

経過観察を行い、適時不具合の対応を行います。

もし、**にごり水**などが発生した時は、しばらくの間(5分～10分間)蛇口からの排水をお願いします。  
それでもおさまらない場合は、上下水道局までご連絡ください。  
**みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。**



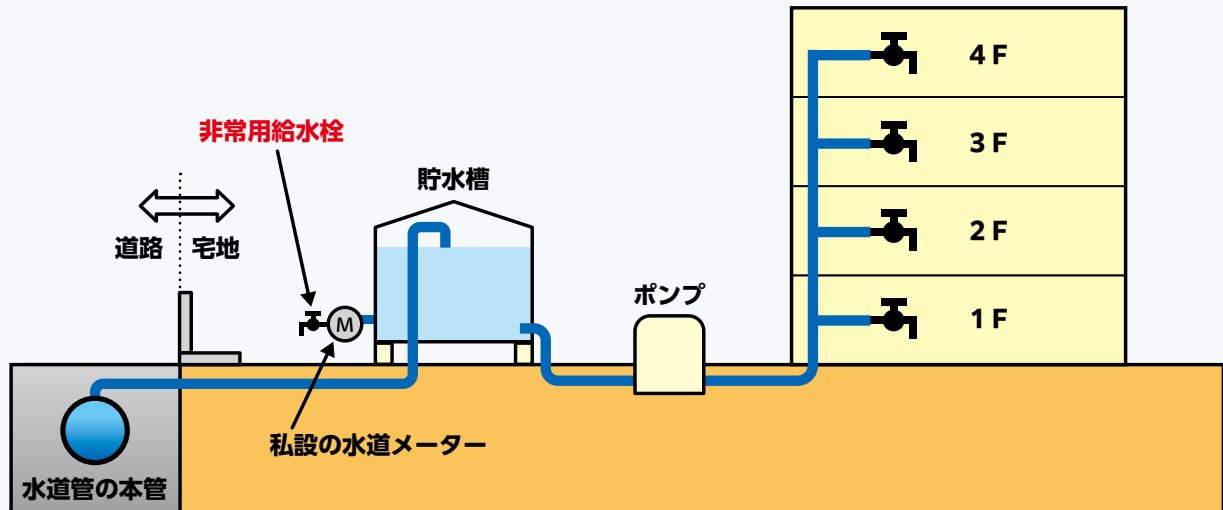
# 災害時における貯水槽の水道水の有効活用について

お問い合わせ  
上水道維持課 審査係

マンションなどの貯水槽に貯留された水道水を災害時に有効活用できるように、貯水槽から直接給水を行える**非常用給水栓**の設置に係る要綱を、令和2年6月1日から施行しました。

**非常用給水栓**を設置される場合は、事前に上下水道局に申請の上、承認が必要となります。

※貯水槽に設置する非常用給水栓とは、地震その他の災害が発生したことにより、上下水道局からの水の供給が停止し、かつ電力の供給が停止され、貯水槽の動力ポンプが作動しない場合に限り使用できる蛇口です。



## 主な設置要件

- 1 非常用給水栓の取付け個数は、貯水槽1基につき1個とすること。
  - 2 貯水槽の周囲1メートル以内に、非常用給水栓を設置すること。
  - 3 貯水槽と非常用給水栓の間に、私設の水道メーターを設置すること。
  - 4 非常用給水栓には、通常時の使用を防止する措置を講じること。
  - 5 管理責任者を定め、適切な維持管理を行うこと。
- ※ 上記以外にも設置要件があります。

非常用給水栓についての詳細は、  
上下水道局ホームページ

<https://www.water-kawaguchi.jp/shiteiorder/news/ewt> を  
ご確認ください。

# 私道内の漏水や水の出が悪くてお困りの方へ

(私道内給水管布設替整備補助金制度)

お問い合わせ  
上水道維持課 管理係

私道内の給水管の布設替工事をする場合、事前に申請して一定条件を満たしていると、上下水道局が定める標準工事費と補助対象工事費を比較し、いずれか低い額の10分の8以内で補助金が交付されます。

## 補助金交付の主な要件

- 1 私道の道路幅員が1.8m以上あり、かつ、支障なく工事ができること。
  - 2 布設後20年以上経過している給水管が含まれていること。
  - 3 補助金の交付を受ける方全員が市税を滞納していない・上下水道料金を完納していること。
  - 4 工事について、私道の所有者全員の承諾を得ていること。
  - 5 複数の給水管が布設されている場合は、1本にまとめること。
- ※ 上記以外にも交付要件があります。

## 広告

市内81の、優秀工事店が加盟する組合です

## 川口市管工事業協同組合

市内上下水道に関するすべてのトラブル  
ご相談に対応します。

住所 川口市青木5-16-25  
TEL 048-251-7802 FAX 048-256-8542  
ホームページ <http://www.kawakan.or.jp/>

詳細はお問い合わせください。

# 私道内の共同排水設備工事をお考えの方へ

(私道共同排水設備整備補助金制度)

お問い合わせ  
下水道維持課 管理係

私道内の共同排水設備布設工事又は布設替工事をする場合、事前に申請して一定条件を満たしていると、上下水道局が定める標準工事費と補助対象工事費を比較し、いずれか低い額の10分の8以内で補助金が交付されます。

## 補助金交付の主な要件

- 1 私道の道路幅員が1.8m以上あり、かつ、支障なく工事ができること。
  - 2 共同排水設備布設替工事については、布設してから20年を経過した管が含まれていること。
  - 3 補助金の交付を受ける方全員が市税を滞納していない・上下水道料金を完納していること。
  - 4 工事について、私道の所有者全員の承諾を得ていること。
- ※ 上記以外にも交付要件があります。

詳細はお問い合わせください。

# 台所などで油を流さないでください

お問い合わせ  
下水道維持課 管理係

台所等の排水口に油を流してしまうと、流された油は下水管の中で冷えて固まり、詰まりや悪臭の原因になります。上下水道局では、市内の下水管の状況を定期的に見回りし、下水管が油等で詰まる前に適宜清掃を行っていますが、それでも詰まりが発生してしまう場合があります。

油を流さないで!



下水道に油は天敵です!



油が固まり、  
下水管が詰まって  
汚水がマンホールから  
溢れています。



油の処理は

### ■吸い取る

残った油は凝固剤を使って固めるか、新聞紙などで吸い取ってから一般ゴミとして捨ててください。

### ■拭き取る

食器や調理器具についた油汚れは、拭き取ってから洗ってください。

水道の使用開始・中止、検針、料金のお問い合わせは

## 川口市上下水道局お客様センター

住所 川口市並木3-9-1第2永新ビル2階

電話 048-250-3871

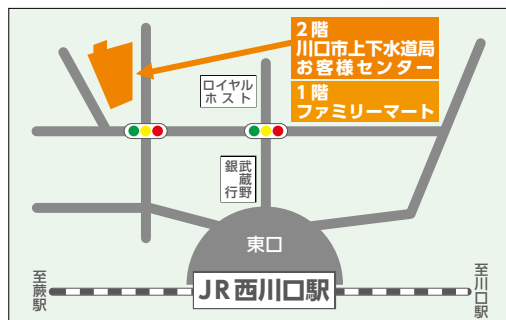
F A X 048-252-5156

受付時間 平日 8時30分～19時

土・日 9時～17時

※祝日及び12月29日～1月3日はお休みとなります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間を変更している場合があります。詳細は、上下水道局ホームページをご覧ください。



西川口駅から徒歩5分

川口市上下水道局  
キャラクター  
「みず太郎」



水道料金のお支払いは、  
割引対象となるお得で便利な  
口座振替をお勧めします!

水道の使用開始・中止のお届けは  
インターネットからでも受付しています! ▶▶



編集・発行

川口市上下水道局



〒332-8501 川口市青木5-13-1

TEL.048-258-4132 FAX.048-256-4871

E-mail: water@city.kawaguchi.saitama.jp  
URL: https://www.water-kawaguchi.jp/



上下水道局ホームページ  
QRコード

業務時間外の連絡などは

フリーダイヤル 0120-641-119 (平日17時15分～8時30分まで、土・日・祝日(漏水など緊急を要する場合))